

2011年6月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 鋤柄 修

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F

電話 03 (5953) 5721(代) FAX 03 (5953) 5720

URL <http://www.doyu.jp>

(※ 2011年6月25日以降、下記の住所に移転します。
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F)

2012年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：鋤柄 修（株エステム）
- ・会員数：4万2千名（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目 次

はじめに	2
I、私たちが望む日本経済の展望と基本姿勢	
1. 私たちが望む中小企業憲章に基づく日本経済の展望	3
2. 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針	4
II、東日本大震災の復興に関する緊急要望提言	
III、2012年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言	9
1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること	9
2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化	9
3. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を	10
4. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を	12
5. 公共事業の中小企業発注の拡充と 公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を	17
6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の 持続可能な社会システム構築	19
7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視	21
8. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために	22
9. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄	25
10. 中小企業会計ルールの確立など、その他	25

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会[略称・中同協]は、1969年(昭和44年)設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年(昭和48年)以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。昨年2010年6月、「中小企業憲章」が閣議決定されました。

この中小企業憲章は、中小企業の経済的・社会的役割についての考え方、中小企業に対する政府としての期待を基本理念として示すと同時に、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則(政策により実現すべき政策目標)や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針(具体的施策)を示した画期的なものです。この憲章の具体化と活用が期待されます。

2011年3月に発生した東日本大震災は、史上まれにみる災禍を日本にもたらしました。日本経済へのダメージも測り知れないものがあります。いま官民が協力して復旧、復興に総力を挙げて取り組んでいますが、大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければなりません。そして、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間の復興」の理念を据える必要があります。まさに、中小企業の出番であり、新しい仕事づくりに参加できる体制を整備することが必要です。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、私たちが望む日本経済の展望と基本姿勢

1. 私たちが望む中小企業憲章に基づく日本経済の展望

2010年6月18日に中小企業憲章と「新成長戦略」が閣議決定されました。しかし、同日に閣議決定した「新成長戦略」には中小企業及び中小企業憲章はほとんど位置づけられていません。同戦略では、日本経済の長期低迷からの出口を「国際競争力の強化」に求めています。中小企業政策を充実し、内需を盛り上げる視点が希薄です。また、「新成長戦略」の産業政策として経済産業省は「産業構造ビジョン2010」を打ち出しました。ここでは、「中小企業の海外展開」や「地域活性化」などにも触れられていますが、最重点は電力や鉄道などのインフラ輸出に置かれています。

もちろん、「新成長戦略」の「7つの戦略分野・21の国家戦略プロジェクト」や「産業構造ビジョン2010」の「今後の戦略分野」には、中小企業にも関わりがある分野も多く、中小企業の力が大いに発揮されるように位置づけを鮮明にする必要があります。したがって、「新成長戦略」に加えて、日本経済の課題解決と発展に中小企業がどのように貢献できるかを考える「もう一つの成長戦略」を描くことが求められています。

私たちは、「新しい仕事づくり」を起点に、「中小企業憲章」を基にして、次のような日本経済の発展方向を構想しています。

【どのような日本経済をめざしているか】

私たちは、日本が直面する閉塞状況を中小企業の発展を通じて草の根から打開していくことを提案します。「新しい仕事づくり」に取り組む中小企業が地域に根をはり着実に成長することが、日本経済の安定的な成長と発展をけん引することだと考えています。

また、「新しい仕事づくり」に取り組む中小企業の努力が、それに関わる社員などの人間の成長に結びつくとともに、生活者や消費者の生活の質の向上が直接に図られることを私たちは狙いとしています。

そのような取り組みは、少子高齢化が進み「縮小」を基調とする経済の中でも、「衰退」を回避し、多様な発展の領域を日本経済に創り出し、「国民一人ひとりを大切に作る豊かな国づくり」の実現に貢献すると考えられます。

特に、今般の東日本大震災では、自然災害の大きなリスクを抱えながら、食料とエネルギーの自給力が低いという日本経済の弱点が露呈しました。私たちは、この弱点を克服するために、防災型の地域に密着した官民の投資を喚起することで、震災復興の取り組みが日本経済の草の根からの新たな発展を生み出すという展望をこの要望・提言において提起しています。

このような日本経済を実現するためには、まず広範な中小企業が自ら景気を創る気概をもって「新しい仕事づくり」に挑戦することが重要です。国や自治体は、中小企業のそのような努力を強力に支援するとともに、内需拡大のために総力を尽くすことが必要です。格差是正や再配分機能の強化に努め、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることは、中小企業のみならず大企業にとっても発展の条件となります。もちろん、海外にチャンスを求め勇躍し、その成果を国内、地域に還元することも大切なことです。

以上の趣旨を実現するために、強靱な日本経済をつくるための方策を考えています。

※詳しくは、当会のホームページ(<http://www.doyu.jp/>)をご覧ください。

2. 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企业(①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業)づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

Ⅱ、東日本大震災の復興に関する緊急要望提言

1. 東日本大震災からの復興を中小企業の再建と協力で進めること

東日本大震災は史上まれにみる未曾有の災害であり、これまでの経験則が通用せず、従来の政策や法的枠組みだけでは対応できないものである。したがって、実態に即した措置を迅速、果敢にすすめるとともに、この危機を中小企業の発展を通じて草の根から打開し、日本経済の弱点を克服して抜本的な建て直しにつながるものとしていくことが望まれる。以上の認識を踏まえ、次の事項を要望・提言する。

(1) 地域経済の崩壊・底割れを防ぎ、被災地の中小企業の営業を安心して再開・再建するため、税と社会保険について緊急に次の特別措置を実施すること

- ① 被災したすべての個人や企業に対し、社会保険料免除の特例措置を実施すること。1995年の阪神・淡路大震災では震災特例法を制定し、「社員に対する給与等の支払に著しい支障が生じていること」という条件を付けて、企業と社員の負担分の両方とも免除することができるとした。しかし、1995年当時と比べて、現在の企業及び社員の社会保険料負担は大幅に増加している。社会保険料負担のために、被災した企業が倒産したり、被災した社員が困窮することは避けなければならない。しかも、今般の震災は史上まれにみる大震災であり、被災地域全体の経済の地盤崩壊が強く危惧される。したがって、条件を付けずに、被災したすべての個人や企業に対し、社会保険料免除の特例措置を実施することが求められている。もちろん、将来の年金の支給額には影響させない措置をとる。財源は積立金の一部を取り崩すこととする。
- ② 国税通則法及び災害減免法を改正し、納税猶予の条件を拡充すること。現行では、災害により全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた被災者は、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものとしているが、「10%以上の損失を受けた被災者は、その損失を受けた日以後2年以内に納付」へ拡充すること。
- ③ 災害減免法を改正・機能強化し、被災地域の所得税、法人税、相続・贈与税、消費税などの大幅な減免措置を行うこと。また、本社が被災地域以外にある場合でも、支社や工場などが被害を受けた場合も減免措置の対象とすること。
- ④ 大震災の地震・津波などで損害を被った機械設備等の減価償却を前倒しで計上できるようにすること。

(2) 被災地の中小企業の再生を強力に推進し、地域経済の再建に努めること

- ① 大震災からの復興にあたっては、地域経済と地域雇用を支える中小企業の一日も早い復興が肝要である。雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、あくまでも経済上の理由から事業活動が縮小した場合に利用できる制度としているが、震災による直接的被害や原発事故による避難勧告等の法令上の制限を理由とする場合でも助成の対象とすること。したがって、被災を受けた事業所は、雇用調整助成金か雇用保険失業給付の特例措置のいずれかを選べるようにすること。
- ② 被災中小企業の企業存続のための実情に応じた緊急融資と既往債務の返済条件緩和を進めるとともに、元金返済の長期猶予も実施し、その原資を復興費用や設備投資に充当できるようにすること。

同様にリースの支払猶予についても中小企業金融円滑化法を踏まえて実行できる環境を整備すること。

- ③日本政策金融公庫等の「災害復旧貸付」については、中規模企業も多く被災していることに鑑み、融資限度額を現行の1.5億円から4億円に引き上げること。また、担保について「弾力的に取り扱う」としているが原則無担保とし、貸付金利も被害状況に応じ軽減すること（甚大な被害の場合は無利子）。同様に、信用保証協会の「災害関係保証」についても、原則無担保と保証料率の軽減等を行うこと。
- ④被災地の緊急かつ大量の融資ニーズに対応するために被災地になるべく多くの金融相談・手続き窓口を設けること。相談窓口の増員を図るとともに、全国の信用保証協会や日本政策金融公庫、商工中金の職員を動員し、県と連携して市町単位で金融相談・手続き窓口を設置すること。また、激甚災害法に基づき市町村長等からの「罹災証明」を必要とする手続きについては、自治体の機能の消失・低下により発行困難となっている今般の大震災の事情に鑑み、金融機関や保証協会が罹災状況を確認することで代用できるようにすること。
- ⑤地震・津波等で事務所・工場の流焼失・崩壊などの被害を受けた中小企業に対して、とりあえず事業を再開する場所や仮設事務所の提供をすみやかに行うこと。事業所・工場の再建や代替土地等の取得を支援する特別な助成制度を創設すること。
- ⑥今回の大震災では携帯電話が命綱となった。企業の再建、復興においても必需品である。固定電話においては基本料金や移転費用は無料とする措置がとられたが、携帯電話においても同様の措置がとられるべきである。当面、料金の滞納が利用停止とされない措置をとるとともに、被災期間の携帯電話料金支払い猶予措置を取るよう、国から各携帯電話会社に要請すること。
- ⑦復興支援にあたっては、被災地の産業連関・経済循環の再建を重視し、公共事業や物品調達においても、地域の雇用維持・創出と復興需要を高める効果をもつ地元中小企業への発注を優先すること。『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』では、「当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する」としているが、全省庁はもとより各自治体を含め復旧事業以外でも地元優先の主旨を徹底すること。
- ⑧被災した離職者の雇入れのための特定求職者雇用開発助成金(中小企業90万円)を最大限運用し、地元優先雇用を推進すること。また、重点分野雇用創造事業により自治体が被災者を臨時職員として雇用する場合、がれきの片付けや土木施設の復旧業務等だけでなく、行政機能も被害を受けていることに鑑み、被災者支援業務(例えば、被災者台帳の作成、罹災証明発行、相談窓口・コールセンターの設置、学術調査業務等)など事務的業務についても対象とすること。
- ⑨国は震災復興ための必要な規模と回数の補正予算を組むとともに、「大震災復興交付金(仮称)」を創設し、各自治体の被災地域での実情に合った復興対策をバックアップすること。
- ⑩被災地の経済復興のためには地域金融機関は「インフラ」ともいえる役割が期待される。災害を受けた協同組織金融機関など地域金融機関の再建を支援し、復興において十分に機能させるために日銀の特別融資などを実施すること。
- ⑪今回の地震と津波で冠水や土壌流出などの被害を受けた農地は、東北、関東地方の太平洋沿岸6県で約2万4000ヘクタールになると推計されるが、東北6県の耕作放棄地は7万6000ヘクタール

あり、この農地への再利用を早急にすすめること。

(3)防災型・地域再生型の社会資本整備と地域分散型エネルギーシステムの推進を一大胆な財政出動で「防災グリーン・ニューディール」(仮称)政策を推進すること

東日本大震災からの復興は単なる復旧ではない。大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない。また、被災地の復興活動には次の二つの理念が重要である。一つは、地域経済の自立的な復興を支援すること。もう一つは、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間の復興」の理念が据えられ、被災者の目線で復興を進めること。

①国は、関東大震災の際に「帝都復興院」が設置され「帝都復興事業」が行われたことにならない、時限組織として「東北復興庁」(仮称)を設置し、防災型・地域再生型の社会資本整備に取り組むこと。その際、被災地域において、防災と「人間の復興」を重視した新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組むこと。安全・安心の防災計画と「人間の復興」のためのコミュニティ再生を調和させた復興計画を進めること。

②防災と復興の拠点として仙台市に首都機能の一部を移転することを検討すること。

③「新成長戦略」では、2020年までに「耐震性が不十分な住宅割合を5%に」する目標を掲げている。この目標が確実に達成され、安全・安心な住宅ストックの形成を図るため「住宅耐震化95%プラン」をただちに作成し、国民への啓蒙を進めるとともに、耐震改修助成金の大幅な増額と耐震改修予算の大幅な増大を図ること。また、耐震改修助成金支給の条件を緩和し、既存不適格建物への適用や手続き・検査の負担軽減を行うこと。さらに、税制上では、耐震改修にかかった費用の所得税からの控除の拡大や固定資産税の軽減の拡充など耐震改修促進策を強化すること。耐震改修と併せて太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーによる省エネ改修も推進すること。

④今回の福島第1原子力発電所での重大事故は、電力消費地の遠隔地の大型集中電源から長距離で電送するシステムの脆さをさらけ出した。太陽光発電や風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーの計画的な普及を着実に進め、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型エネルギーシステムづくりを推進すること。

2.被災地に限らず日本全域に広がる被害状況に対応した緊急措置を

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の影響は日本全国に急速に広がっている。大震災直後に実施した当会の緊急影響調査によれば、「被災地との取引がある」とする会員が、長野(37%)、京都(51%)、大阪(43%)、福岡(27%)と相当割合を占めており、被災地の直接的影響は看過できない。また、「影響がある」と「今後影響がある」という回答を合わせると、7割から9割に上っており、日本全域に影響が広がっている。以上を踏まえ、次の点を緊急に要望する。

①部品・資材の不足を解消するため、全国規模での物流の円滑化と流通経路の整備を急ぐとともに、不当な売り惜しみ、買占め等を防止するため、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を適切に運用し、監視を強化すること。

②今般の震災関連での被災地以外の中小企業の売上急減などの間接被害に対応する金融・税制・助成

支援など実施すること。2011年3月末で期限が切れる景気対応緊急保証制度に代わり、2011年4月から9月にかけてセーフティネット保証が大幅に緩和されて運用されている。しかも、震災を受けて、対象業種が原則全業種に拡充された。しかし、大震災の影響は原発事故や電力供給不足問題などで長期化すると見られ予断を許さない状況であり、この運用をあと半年、2012年3月末まで延長すること。また、責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1250万円を2000万円に引き上げること。さらに、保証限度額を大幅に増額すること。

- ③被災地のみならず被災地以外の経済情勢の悪化、雇用問題の深刻化に鑑み、震災後2年間は新規採用者の社会保険料の企業負担分を免除すること。もちろん、将来の年金の支給額等には影響させない措置をとり、財源は積立金の一部を取り崩すこととする。
- ④災害救助法適用地域以外に所在する日本のすべての地域で、事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の柔軟な運用で雇用を守れるようにすること。「特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業主」を直接に被災地企業と取引している企業に限らず、その下請企業など間接取引でも影響を受けている企業にも特例措置を適用すること。
- ⑤リーマン・ショック以降、雇用調整助成金を受けて企業と雇用を守ってきた中小企業が受給期間の2年間を経過し、いまだ震災の打撃を受けつつある。受給期間をあと1年間延期すること。
- ⑥安定的な電力供給体制の構築を進めること。
 - a) 「計画停電」をやむをえず実施する場合は、定時化・短時間化など事前に営業・操業の見通し・計画が立てられる実施体制とすること。
 - b) 東電・東北電以外の電力会社からの融通電力を増加させる抜本策を進めること。
 - c) 中小企業の工場や店舗でも大口需要家になっており、電力使用制限令に基づく営業・操業制限の影響が大きい場合には休業補償など影響緩和措置を進めること。
 - d) 中小企業の節電計画を進めるため、コージェネレーションシステムの導入や自家発電装置の普及、太陽光発電など再生可能エネルギーの取り組みなどを強力に進めること。また、中小企業向けの節電マニュアルの作成と周知に努めること。
 - e) 家庭での節電を推進するために、省エネ機器、特にLED照明の急速で大々的な普及を進めるため、期間限定(2011年5～8月)の補助金をつけて安価なものとする。
- ⑦原発事故などにより、風評被害や過剰反応の自粛ムードが広がり経済活動の委縮・縮小に拍車がかかっている。政府・自治体による正確な情報開示と適切な啓蒙を進めること。政府は国民に対して冷静な対応と前向きな消費を呼びかけるメッセージを発し、政府広報などによる震災復興のための積極的経済活動を呼びかけるキャンペーンを行うこと。

Ⅲ、2012年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を閣議決定にとどめず、国民の総意とするため、国会決議をめざすこと。②首相直属の「中小企業支援会議(仮称)」を設置し、省庁横断的機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。③中小企業担当大臣を設置すること。
- (2) 中小企業憲章を中小企業全体、国民全体に広げ、根付かせるために、例えば、「1日中小企業庁」を拡充するなどして、地域ごとに中小企業団体や地方自治体の職員などが参加する合同の中小企業憲章学習会を開催し、中小企業憲章の周知方に努めるとともに、憲章が強調する「中小企業の声を聴く」場として位置づけること。また、中小企業憲章制定のメモリアルイベントとして閣議決定の日付の6月18日を「中小企業憲章の日」としたり、その前後を「中小企業憲章ウィーク」とすることなどを企画すること。さらに、中小企業憲章の内容がどこまで実現しているのか、その実績・効果の到達状況を毎年評価し公表すること。「中小企業白書」に、中小企業憲章の進捗状況に関する項目を設けること。
- (3) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために次の方策を進めること。①「新成長戦略」への中小企業憲章の趣旨、特に「行動指針」の反映を図ること。「新成長戦略実現2012」には憲章の「行動指針」の具体策を項立てして記載すること。また、新成長戦略実現会議の中小企業関連委員の拡充を図ること。②中小企業庁は、中小企業憲章の視点から2020年頃までを構想する『中小企業ビジョン』の作成に取り組み、憲章にある「中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す」展望を明らかにすること。③中小企業憲章の内容実現の観点から中小企業基本法を見直すことに着手すること。

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議(仮称)」を広範な中小企業(団体)の参加で設置すること。
- (2) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援すること。そのための十分な予算を確保すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う人材育成を推進すること。「新事業分野開拓事業者認定制度」「トライアル発注制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を新製品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。
- (3) 生活基盤整備・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築すること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施すること。「新成長戦略」では、2020年までに「耐震性が不十分な住宅割合を5%に」する目標を掲げている。この目標が確実に達成され、安全・安心な住宅ストックの形成を図るため「住宅耐震化95%プラン」をただちに作成し、国民への啓蒙を進めるとともに、耐震改修助成金の大幅

な増額と耐震改修予算の大幅な増大を図ること(再掲)。

- (4) 国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的地域産業政策を図るために自治体に対し、中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかることを促すこと。
- (5) 民主党がマニフェストで掲げる「環境に優しく、質の高い住宅の普及を促進する」を強力に進めること。ここでは、バリアフリー・耐震改修や太陽光発電等の省エネ改修、国産木材利用などの工事をする住宅リフォームを最重点に位置づけて、年間 250 万戸の規模で推進すること。
- (6) 指定管理者制度では、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業や N P O の参入が十分配慮されるよう地方公共団体への啓蒙・支援を進めること。また、指定管理者制度の運用に当たっては地域住民、中小企業の代表も参加して、公平、公正な選定基準を作成したり、情報公開を進めること。
- (7) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据えること。
- (8) 自治体が地域のすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査(全事業所調査)を推進すること。調査に掛かる費用等について国は支援すること。また、調査は大手調査研究会社に丸投げするのではなく、自治体職員が地域の実態を知る機会とするとともに、地元の大学生・院生等を調査員として雇い、中小企業と地域に関心を持つ教育的機会とすること。
- (9) 大企業の事業所の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化すること。また、国や自治体が負担した公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化すること。

3. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を

- (1) 中小企業金融円滑化法は 1 年間延長されたが、この期間中に条件変更した中小企業が経営再建を果たせるよう金融機関が新しい仕事づくりも含めた強力な経営支援ができるよう支援すること。
- (2) 2011 年 3 月末で期限が切れる景気対応緊急保証制度に代わり、2011 年 4 月から 9 月にかけてセーフティネット保証が大幅に緩和されて運用されている。しかも、震災を受けて、対象業種が原則全業種に拡充された。しかし、大震災の影響は原発事故や電力供給不足問題などで長期化すると見られ予断を許さない状況であり、この運用をあと半年、2012 年 3 月末まで延長すること。また、責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1250 万円を 2000 万円に引き上げること。さらに、保証限度額を大幅に増額すること。(再掲)
- (3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴(クレジット・ヒスト

- リー)を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも10年程度の経過とともに抹消すること。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とすること。
- (4)「経営者以外の第三者による個人連帯保証」を求めない融資慣行の確立に向け、2011年3月末に金融庁は監督指針の改定をしたが、その趣旨をすべての金融機関に徹底すること。また、経営者本人の個人保証では、連帯保証債務の発生を一定のコバナンツ(制限条項)違反の場合に限定する「停止条件付き個人保証」の活用を進めること。
- (5)IT産業やコンテンツ産業等のように受託開発に長期間かかる企業に対して「つなぎ」の資金の融資を検討すること。また、指定管理者制度等を受託したNPOに対する「つなぎ」の資金の融資も検討すること。信用保証協会は、受託契約書の活用など未発生債権でも売掛債権担保融資が円滑に利用できるように運用での配慮と周知方に努めること。
- (6)新たな雇用創出および維持に努める中小企業を支援する保証制度を創設すること。岐阜県信用保証協会は、雇用創出(維持)企業支援金融機関連携保証(略称:ジョブアップ3)を創設し、保証料率0.7%(一律料率)、3年間固定金利で年1.6%という条件で、新規採用・中途採用を予定したり、雇用増加・維持している中小企業を支援している。
- (7)環境貢献度合いによって利率を変更する(引き下げる)融資取り組みである環境コバナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入すること。また、民間金融機関が環境コバナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援すること。さらに、「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討すること。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討すること。
- (8)金融機関が地域で「貸出先がない」現状があり、金融だけでは事態を打開できない。中小企業の仕事づくり、需要創出政策が金融政策とともに総合的に実施される必要がある。金融機関が中小企業の仕事づくり支援や需要創出にかかわることを国と自治体が支援する施策を実施するとともに、そのような取り組みを積極的に評価するシステムを検討すること。
- (9)倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済金貸付と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の確保につとめること。
- (10)円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化すること。当面、金融庁は金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能になるよう比較可能な一覧性のある形でわかりやすくホームページで公開すること。また、金融庁の「金融検査評定制度」は、「中小企業向け融資」や「地域貢献」の項目も入れた総合評価のものとする。
- (11)金融庁の「金融サービス利用者相談室」や中小企業庁「中小企業金融貸し流し110番」をさらに機能を充実させ、利用者金融機関との間の個別トラブルについても、あっせん・仲介・調停が行えるように条件整備すること。
- (12)政府は、郵便貯金の預入限度額を現行1000万から2000万円に引き上げることを決めたが、地域金

融機関からの預金流失が危惧され、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶ可能性がある。郵便貯金の預入限度額引き上げは、郵便貯金の本来の役割と地域金融のあり方の視点から再検討をすること。

4. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を

(1) 2011 年度税制改正に対する問題点と今後の方向

納税者権利憲章は中小企業家の権利保護のために必要であり、我々の年来の要望であった。今次、国税通則法の改正により納税者権利憲章が制定されると同時に、税務調査手続、更正の請求、更正処分の理由附記などいわゆる納税環境の整備が行われることになったが、その中身は、真に納税者・中小企業の権利保護に資するものになっておらず、逆に義務の強化になるおそれがあり、かえって税務行政に混乱をもたらすことになりかねない。

加えて政府は 2011 年度中に、社会保障改革の財源確保のため消費税増税を含む税制の抜本的見直しを提言するとしている。消費税の税率引き上げは物価上昇を招き景気を後退させる。消費税は生活必需品を含むすべての物品・サービスに課税する典型的な不公平税制であり、社会保障財源として相応しくない税制である。社会保障費の財源として相応しい税制は所得再分配機能を持ち、応能負担原則に適う税制でなくてはならない。消費税は景気に敏感な税制であり、その税率引き上げが景気後退を招くことは 1997 年に 3%から 5%に税率を上げた経験からも明らかである。

消費税増税を中心とする抜本的税制改革が控えていることは、「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」(中小企業憲章、基本原則一)とした中小企業憲章に逆行し、経済を萎縮させ、景気に一層悪い影響を及ぼすことになる。景気を回復させ、中小企業を活性化させる税制改正を行うよう以下に要望する。

(2) 法人税のあり方について

①負担能力に応じた税率構造の構築を

レーガン税制による財政赤字を見事に克服した米国のクリントン政策に見るように所得に応じて 30%・35%・40%というような累進税率(クリントン政権当時の法人税は 15%・25%・34%・35%であり最高税率を 36%に引き上げた)により、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。中小企業家同友会は、応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行ってきたが、深刻な景気の悪化にさらされている中小企業の現状を考慮して、恒久的な措置として所得 1500 万円まで 11%(資本金 1 億円未満)の法人税率を提案する。

②役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること

2006 年度改正による硬直的な役員報酬・賞与の税法上の扱いは、多くの不満を呼び国税庁は、法律を変えることなく Q & A の見解で幾つか譲歩せざるを得なかった。2008 年末に発表した Q & A では、不況に対応してやむを得ず役員報酬を引き下げられる場合を回答しているが、同族会社には相変わらず厳しい。この急激な景気悪化の中で役員報酬を引き下げ経営対応する事が躊躇されてしまうのもこの法律のためである。役員報酬は事実上の「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与(決算から 3 ヶ月以内に変更し、期中では原則的に一切変更を認めず、変更した場合は、変更した金額につい

て上げた場合はあげた金額を、下げた場合は下がる前の金額との差額を損金不算入)と事前確定届出給与(定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から1ヶ月以内に税務署に届け出れば損金に認める。ただし、届け出た日でない日に支給したり届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入)だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な役員報酬や賞与の支払い、激変する環境に素早く対応しようとしてもすべて税法が鋳型にはめてしまい、企業の自主性や行為を阻害することになる。このような干渉を税法がするべきでなく、この役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

③雇用促進税制をより使いやすいものに

平成23年度税制改正大綱で雇用促成税制が創設され、中小企業は公共職業安定所に雇用促進計画を提出し、前期末に対して10%以上かつ2人以上の雇用保険加入者が増加すれば、税額の20%まで増加人数に20万円を掛けた金額が控除される。この雇用促進税制の導入について歓迎するものである。地域活性化と雇用増加のインセンティブにするためには一段の工夫が必要になる。公共職業安定所への届出は、雇用保険の増加を確認する書面と同時の事後でも了承され、小規模企業は2人以上を1人の増加でも活用できるように変える事が望ましい。また、安定した収益を確保する事が難しいことから、税額控除の3年間程度の適用繰越制度も望まれる。

(3) 消費税について

①消費税の税率引き上げは景気後退を招くので現行税率を維持すること

消費税の税率引き上げは国民の購買意欲を減退させ、それが企業の売上を減少させるため、中小企業の利益を圧迫し従業員のリストラを招き、消費税の税率引き上げは政府の雇用拡大策に反する結果となる。価格への完全転嫁ができない中小企業は現行の5%税率でも納税資金に苦慮している。消費税の滞納が常に国税中第一位を占めていることは中小企業が消費税の納税に苦慮していることを如実にものごとっている。また、現在は非課税である居住用賃貸家賃への消費税課税の動きがあるが、引き続き非課税とすること。

②社会保障財源のために消費税を増税することに反対する

消費税はすべての物品・サービスに同一税率で負担を求める典型的な不公平税制であり、社会保障財源として相応しくない税制である。そのため、諸外国で消費税(付加価値税)を社会保障財源にあててをうたっている国はない。

そもそも租税には、高額所得者(高額所得企業)により多くの負担を求め、それを低所得者層に配分する、いわゆる所得再分配機能が求められるのであり、社会保障財源は、再分配機能をもった税、たとえば所得税・法人税など応能負担原則に合う税でまかなうべきものである。

政府の中には、消費税の逆進性を緩和するために「給付付き税額控除制度」を導入すればよいとする考え方がある。だが、還付税金のためにその分税率を引き上げねばならず、「とって返す」なら最初からとらないほうがよい。消費税の「給付付き税額控除制度」を導入すべきではない。

③免税水準や簡易課税の適用水準を引き上げること

事業者免税点は2004年度にそれまでの3,000万円から1,000万円に引き下げられ、新たに課税事業者に取り込まれた零細事業者は150万にのぼる。また同年、簡易課税の適用水準がそれまでの2億円

から5,000万円に引き下げられた。免税水準を引き下げたり、簡易課税の適用水準を引き下げることが中小零細企業の負担を増大させ、経済の活性化に逆行する。中小企業を支援し景気を回復するためには免税水準を少なくとも従前の3,000万円に、簡易課税の適用水準を2億円に引き上げることを要望する。

④消費税の免税水準や簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定すること

現行消費税法は、原則として2事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者になるか簡易課税事業者になるかを判定している。その矛盾を緩和するため、例外的に資本金1,000万円以上の法人は設立後直ちに課税事業者になる。また、2011年度の改正により、前事業年度の課税売上高が6ヶ月で1,000万円を超えた場合も課税事業者になることとしたが、これは抜本的な解決策にならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定したほうがより公平で滞納が発生しにくくなる。事業者免税制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度終了後、確定申告書提出と同時に選択することができるよう要望する。

(4) 所得課税について

①景気浮揚のために中低所得者層に減税を

内需拡大による景気浮揚を図るには国民の多数を占める中・低所得者層の所得税・個人住民税を減税することが必要である。その手法としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を拡大することが考えられる。ところが、政府は2010年度の改正において年少扶養親族（16歳未満の者）に対する扶養控除を廃止し、16歳以上19歳未満の扶養控除については特定扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止した。さらに2011年度の改正案では所得400万円超の者に対する成年扶養控除（23歳以上70歳未満の者）を廃止するという（住民税も同様の措置がとられる）。これらの措置による増税は国民健康保険など他の公共料金の負担増をもたらすことになり、ますます内需拡大に逆行する。よって、人的控除の拡大を要望する。

②給与所得控除について

政府は給与収入が1,500万円を超える場合、給与所得控除の上限を245万円打ち切るとしている。我々は給与収入が2,000万円以上の者を上限とすべきだと主張してきた。1,500万円が富者であるかどうかは家族構成などにもよるし、議論の分かれるところであるが、仮に1,500万円に設定したとしても、物価上昇等により徐々に引き上げていくべきである。いたずらに給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、景気後退の引き金になる。

また、特定支出控除についてその範囲を拡大するとしているが、勤務に必要な経費の限度額を65万円にするなど十分とはいえない。本来、特定支出控除は給与所得者の実額経費控除に相当するものであり、諸外国のように給与収入を得るために必要な経費は原則としてすべて控除すべきである。その上で給与所得控除との自由な選択に委ねるべきである。

③金融証券税制の延長をしないこと

政府は平成23年度で期限切れとなる上場株式等の配当及び譲渡所得に係る10%軽減税率の適用をさらに平成25年末まで2年間延長するとしている。東日本大震災の財源確保のためにも金融証券優遇税制を延長しないよう要望する。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自分の努力によって作り上げてきた財産に対する課税でありかつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。中小企業家同友会は従来より、中小企業の事業承継のために事業用資産や株の評価について事業の存続が図られるような評価を求めてきた。

①現実的で使いやすい事業承継税制に

2009年から適用された事業承継税制は、従来の枠を超え、抜本的な事業承継のための株の評価を提案している。「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき認可が下りた企業について、生前における事業承継のための株の贈与、相続時の同族株の評価について評価減を認め納税猶予の制度になっている。同族株主が株の過半数を占め、かつ相続人（推定相続人）が筆頭株主（被相続人を除く）である場合、株の2/3までについて株価の80%の軽減を認めるというものである。株の贈与の納税猶予については、相続時に仕切り直しを行い、株の納税猶予を選択する事も出来る。選択した場合は、事業の5年継続を義務付け、相続人が死ぬまで株を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。円滑化法では、雇用の80%の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。今回の改正は今まで求めてきた事業承継税制を趣旨として汲むものであり評価できるものである。しかしながら、中小企業にとって後継者が同族の親族でなければならないという縛りになり、また、複数の親族の後継者がいた場合の選択の可能性についてなど、中小企業の多様性、実態から考えると本来の意味での中小企業の継続・発展を支える税制になっていない。事業後継者の資格を親族に限ることなく取締役等の5年の経験とし、筆頭株主（被相続人を除く）の要件をはずすことを提案する。

②相続税の基礎控除を1億円程度に引き上げること

平成23年度税制改正大綱は、相続税の基礎控除の定額控除を5000万円から3000万円に、相続人一人当たり1000万円を600万円に大幅に引き下げるとする。理由は、地価高騰による累次の基礎控除の引き上げを行ってきたが、地価が下がってもそのままになっているためにバブル期7～8%の納税者が4%あまりに減り、かつ最高税率を下げてしまったために、相続税の再分配機能を損なってしまったとしている。しかし、そもそも相続税は所得税の補完税として課税していない資産に対して課税されるもので、当初から課税対象の水準は4%を下回っていた。再配分機能を損なったのは、最高税率70%を見直して50%にしたことによるものである。今回、その税率を55%にしたことは、再配分機能の強化として評価できるものであり、さらにその機能を強化すべきである。しかしながら、高度成長によって地価が騰貴する前の昭和30年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件（課税対象割合1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再配分を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

③事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて5年以上事業を承継した場合一定額を免除すること

事業承継は、事業自体の存続を前提にするから取引価額（時価）で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で以下のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

- イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」（相続株の納税猶予と同様に 8 割の減額評価）で評価する。
 - ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。
 - ハ) 5年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付し、5年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。
- ④ 自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること
株式評価については、自社株式は流通性がなく資金化が困難であることに加えて、企業の存続を前提にすると、企業の利益水準に基づいた収益還元方式による評価が適切である。また、相続税法に従って純資産価額で評価する場合でも、解散価値を前提とした純資産価額方式の評価による土地の評価は事業用土地であれば、③に示した「事業承継価額」とするべきである。

(6) 地方税制について

- ① 法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金 1 億円以下に拡大しないこと

現在、資本金 1 億円超の法人に限定し、一定の緩和措置をとっているが、対象を資本金 1 億円以下に拡大して導入することは、現下の中小企業の 7 割を越える欠損法人に深刻な影響をもたらし、企業の人的投資を妨げる雇用の抑制になり規模の小さい法人ほど税の負担が大きくなるので反対である。

- ② 国定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

収益や担税力を無視した固定資産税の増税は滞納と差押え件数の激増を招いている。商工業は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。

近年目立って多く開発されている JR 等の駅中商店街として使用されている土地建物については、公平な課税を行うこと。

- ③ 償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げること

- ④ 中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設すること

(7) 国税通則法改正について

政府・財務省は平成 23 年度税制改正において国税通則法の見直しをしようとしている。改正案ではまず、国税通則法という法律名を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変えるとしている。法律名に納税者の「義務」を入れたことに象徴されるように、今次改正案には納税者の権利を侵害し義務を拡大するいくつかの問題点が含まれている。

問題点の第一は質問検査権の強化である。従来の各税法の規定では「質問し、検査することができる」となっていたものを、改正法では「質問し、検査し、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる」に拡大している。現在でも実務的には預り証を発行して持ち帰ることはあるが、それは納税者の任意の協力によるものである。それを法定化し、さらに提示・提出を拒んだ場合、懲役 1 年以下又は 50 万円以下の罰金を科すとしている。加えて改正法では、持ち帰った物件を「留め置く」こ

とができるとしている。質問検査権の強化になる提示・提出、「留め置く」規定の新設は止めるべきである。

また、改正法は調査が一段落し増差税額が出ると認められるときは、納税者に対し「調査結果の内容を簡潔に記載した書面を交付する」とし、この書面を交付する際、税務職員は「修正申告の勧奨」をすることができるとしている。そして修正申告書が提出された段階で「調査が終了した旨を書面で通知する」としている。つまり、修正申告書の提出をもって一件落着となるのである。この規定は「一日も早く調査を終わらせたい」という納税者心理を利用し、事実把握が曖昧のまま増差税額を押し付け、不服申立権を奪うことになりかねない。よって修正申告の勧奨規定は除くべきである。

さらに改正法は、納税者からの減額の請求期間(今まで1年)を増額更正期間と一致させ5年としている。それに伴い、調査期間も従来の3年から5年に延長されることとなる。調査期間の延長は納税者の負担を増大させる。加えて減額の更正請求に「偽りの記載」をした者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すとしている。更正請求書の提出に罰則を適用することは納税者の萎縮を招くので削除すべきである。また、更正処分の期間・調査期間は従来どおり3年に据え置くべきである。

このほか、今次改正案には無予告調査の法定化の問題、反面調査の法定化の問題、小規模事業者に対する記帳義務法定化の問題等々納税者の義務を増大させる規定が含まれている。納税者・中小企業家の義務を増大するこれらの規定は削除すべきである。

(8) 税・社会保障共通番号制度の導入について

政府は番号制導入のため、2011年秋以降に関連法案を国会に提出するとしている。政府の考えている番号制度はいわゆる納税者番号制ではなく、社会保障と税に共通する番号制であり、いずれ広く民間機関、政府機関が利用できる共通の番号である。しかも、第三者が「目で見えて確認できること(可視性)」が特徴となっている。いわばパスポートのような番号付きのIDカードを持たされるのである。

税務行政においては、すべての申請・申告・法定調書にこの番号を付けなければならない。また、銀行口座の開設など民間取引の際、この番号が必要となる。そのため、アメリカでは共通番号が濫用され、成りすまし犯罪が横行しているという。イギリス新連立政権は人権を蝕むとしてIDカード制を廃止している。納税者番号制が必要だというなら、ドイツ型の税務だけに使う番号制で充分である。

政府は社会保障給付や税額控除(還付)制度に共通番号が必要だというが、社会保障給付は番号制のない今日でも機能しているし、国民への給付金もつつがなく実施されている。無用な犯罪を誘発し、プライバシーの侵害につながる共通番号制の導入に反対する。

5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底すること。

①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること。

独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処すること。

②地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう

努力すること。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。国の公共工事発注に関する最低制限価格の禁止条項を廃止し、国においても最低制限価格を設けること。

- ③公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定すること。
- (2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めること。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大すること。分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行うこと。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。中小建設業の公共入札を窓口で制限、排除する可能性のある日本型入札ボンド制度の導入は中小企業分野では適用しないこと。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価や地域維持型契約方式の導入等が進められるように支援を強めること。
- (3) 官公庁の一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げること。入札基準(等級)を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改めること。例えば、「財務内容の質的評価」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。
- (4) インターネットを利用して競り下げを競い合うリバースオークション(競り下げ入札)の導入が検討されているが、これは果てしないダンピング、低価格競争に中小企業を巻き込み、「中小企業者に関する国等の契約の方針」などの趣旨に逆行するものであり、反対である。
- (5) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進めること。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させること。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。③公正取引委員会の権限の強化と司法機能の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進めること。
- (6) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努めること。
 - ①海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったとき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表(企業名公表)を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。
 - ②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努めること。

- ③独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備すること。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。
- ④下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置をとること。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」(大規模小売業告示)を強化し、納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をすること。
- (8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、「受領拒否」の想定例として、「取引の相手方に対し、特定の仕様を指示して継続的に部品の製造を発注しているところ、従来の納入時には仕様を満たしているとして検査に合格させていた部品と同水準の部品について、自己の一方的な都合により不要になったことから、耐久性、耐靱性等の部品の性能に全く影響を及ぼさない微細な傷、打痕等を理由に、当該部品の受領を拒否すること」も優越的地位の濫用の具体例として例示。この『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底すること。

6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量を2020年までに25%削減(90年比)、2050年までに80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されているが、その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、中小企業のCO₂削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築すること。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討すること。その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものとすること。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

① 中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。

- a) コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させること。
- b) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用すること。c) 地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクル

ルの推進に努めること。

- ②資源循環型社会の構築に向けて、国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努めること。合併浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに見直しする事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進すること。
- ③国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の 20% から 2020 年までに 50%以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、資源循環型社会の構築に資するものとする事。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

- ①エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や生産設備への移行を促す誘導政策とともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、地域分散型エネルギー政策への転換を強めること。特に、コンビニや大型店の 24 時間営業を規制すること。また、周辺的生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させている元旦の大型店の営業を原則禁止とすること。
- ②太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民(市民)・金融の連携で支援すること。太陽光発電による余剰電力が固定買い取り制に移行したが、この制度を風力や小水力発電などの自然エネルギーにも広げるとともに、自然エネルギーによる発電事業が長期的に発展を遂げられるよう、余剰電力のみならず、発電事業の発電の買い取りについても拡充し、安定して発電事業が営めるようにすること。さらに、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざすこと。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。

リサイクルの段階では画期的な技術を持つが資金、信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース(再利用)・リサイクル(再生)市場育成のためのシステムづくりを行うこと。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急ぐこと。

製造禁止されてから 30 年以上たって、ようやく PCB 廃棄物の最終処理が始まったが、低濃度 PCB

廃棄物については、処理するための受け皿が全国的に不足しており、それぞれの保管者がいつ処理できるかの見通しも示されないまま、厳重な保管を義務づけられている。受け皿づくりを早急に進めるとともに、最終処理施設ができるまでの間、各保管者任せにせず、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整えること。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進めること。国とメーカーはアスベスト対策を放置した責任をとり、試験研究機関の増設、技術者、施工体制などアスベスト対策に強力に取り組むこと。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000 の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援すること。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ(制裁金)などの措置を講じること。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援すること。

(7) 持続可能な地域社会づくりと農業の保全

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図ること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

(8) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合(EU)は、鉛やカドニウムなど6物質の電気・電子機器への使用を禁止するRoHS(ロース)指令や新しい化学物質管理システム「REACH(リーチ)規制」を実施している。環境省は、国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備すること。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ①「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れること。
- ②大学生のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウ

ハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導すること。

- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討すること。
- ④中小企業についての正確な認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。
- ⑤すべての大学が中小企業講座を設置することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備すること。

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

- ①教育の現場から遊離した上からの「改革」を行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめること。
- ②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善すること。
- ③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努めること。

8. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ①厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽへの国庫補助率を本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- ②今般の経済危機の中で雇用状況の急激な悪化が進んでいる。今こそ、同一価値労働・同一賃金の原則を確立すべきであり、働きがいのある人間らしい働き方(ディーセント・ワーク)の実現に向けた国民的論議と検討を進める場を設けること。
- ③最低保障年金の実現など、年金制度の抜本的見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。
 - a) 当面、国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図ること。年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、

早急に国民に提言し、国民的論議を起こしていくこと。

- b) 今般の東日本大震災の影響と大不況により、労働・社会保険料の支払が困難になっている事業者に対し、2年間程の支払相当額を融資する別枠・低利(又は無利子)の公的融資制度の創設を検討すること。
 - c) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討すること。
- ④労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進すること。「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されたが、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a)省力化投資等に積極的な支援策を講じること、b)取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと、c)発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図ること。
- ⑤労災保険の民間開放への動きがあるが、労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約7割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていくこと。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行うこと。
- ⑥健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外すること。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

- ①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図ること。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設けること。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用すること。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行うこと。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度などを図り、女性の社会的進出を支援すること。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させること。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とすること。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や

給付額の引き上げなど一層の拡充を図ること。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図ること。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

自立支援法を廃止し、新たに「応能負担」を原則とした障害者制度改革が検討されているが、その検討にあたっては、働きたい障害者を応援し、多様な形で障害者雇用を促進してきた中小企業の役割を重視するとともに、雇用のみならず、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のようなことを提言・要望したい。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政(福祉・労働・教育など)の連携事例集の作成と徹底により、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させること。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業(団体含む)と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も6カ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォロー体制を充実させること。

②中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用を職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてること。初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されたが、法定雇用率での雇用を求められない56人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる56人未満の企業に対する支援策を拡充すること。障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とすること。障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したものではない障害者の雇用(トライアル雇用含む)についても、助成金の対象とすること。障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をすること。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働けるような、自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていくこと。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

現在301人以上規模の企業に適用されている納付金制度を201人以上規模(2015年4月から101人以上)の企業に拡大する法改正がされたが、法定雇用率を超過達成している200人以下の企業に対しても、201人以上規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払うこと。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表にあたっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模55人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表すること。

⑤就労継続支援事業の条件緩和

低賃金を保障する就労継続支援事業(A型)では、これまでの授産施設からの転換だけでなく、障害者の雇用の場を広げるため、自らの経営ノウハウを生かしたり、自社の事業と関連づけながらの新規参入を考える中小企業もある。しかも、中小企業が本業と関連づけて就労継続支援事業に取り組むことで、その企業への一般就労も含めてシステム化することもできる。しかし、現在、従業員規模が20名以上であることが求められており、これでは最低賃金を支払い、経営的にも成り立たせていくことはかなりハードルが高い。最低人員を10名程度とし、就労継続支援事業を興しやすくすること。

(5) 外国人研修制度・技能実習制度の拡充

外国人研修生受入事業の充実として、外国人研修生受入れにたいする支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図ること。外国人労働者の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備すること。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和すること。

なお、老齢年金の給付に結びつくことの少ない技能実習生の厚生年金については、社会保障協定等が結ばれている国以外の技能実習生は任意加入とすること。

9. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

- (1) 政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止すること。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行うこと。
- (2) 戦後60数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいっそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

10. 中小企業会計ルール確立など、その他

- (1) 特許料・審査請求手数料は、米国のように中小企業(個人)であれば一律に大企業の半額とする措置をとること。
- (2) 2011年2月、「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、中小企業の新たな会計ルールの検討が進んでいるが、中小企業の意見をよく聴き、中小企業経営者が自社の経営状況を適切に把握でき、簡素で役に立つ会計ルールとして普及が期待できるものとする。
- (3) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善すること。また2009年7月の経済センサスを皮切りに経済構造統計が整備されたが、これまでの大規模調査データ(事業所・企業統計や商業統計など)と可能な限り連続性を確保し、それら統計データを利用しやすくすること。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-16 札幌総合卸センター 8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市新平田字森越12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-8551	盛岡市上田4-3-5 盛岡市産学官連携研究センター1F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	981-3133	仙台市泉区泉中央2-11-1 リバースビル302	022-218-2571
秋田県中小企業家同友会	010-0918	秋田市泉南1-2-4 マルシンビル1F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-632-6762
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0018	千葉市中央区院内2-12-12 内野屋ビル3F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市徳行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-8 三木ビル3F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0036	草津市草津町1512	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	650-0042	神戸市中央区波止場町5-4 中突堤中央ビル3F	078-334-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8042	奈良市西ノ京町18-6 アイメールビル4F	0742-35-2228
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0816	松江市北陵町52-2 ゆめつくす北陸3号室	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8042	松山市南吉田町2821-4 ビズポート 106	089-968-8802
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コルテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205